

広島県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		1.4E-3	8.5E-1	3.7E+1	37.5
64	エトフェンプロックス	5.0E+1	4.2E+1	1.3E+1	1.7E+1	122.5
117	テブコナゾール				3.0E+0	3.0
139	トラロメトリン			2.3E+1	1.5E+0	24.6
140	フェンプロパトリン			7.9E+0		7.9
153	テトラメトリン	4.4E+2	7.1E+0	4.1E+2	8.2E-2	858.9
181	ジクロロベンゼン	8.3E+2	5.9E+2			1,418.7
225	トリクロルホン		1.3E+1			12.5
248	ダイアジノン		1.9E+0			1.9
251	フェニトロチオン		3.5E+2	6.5E+0	7.1E-2	359.4
252	フェンチオン	1.0E+1	1.8E+2			191.1
256	デカン酸				3.3E+0	3.3
350	ベルメトリン	3.0E+1	9.8E+1	3.1E+1	5.0E+1	208.6
405	ほう素化合物		1.2E+0	3.7E+1	2.1E+0	40.5
427	カルバリル			3.1E+2		307.4
428	フェノプカルブ			2.3E+2	1.3E+2	361.6
457	ジクロールボス	2.0E+2	1.6E+3			1,837.5
合 計		1.6E+3	2.9E+3	1.1E+3	2.5E+2	5796.9

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等